

報告第7号

損害賠償の専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例第2号及び第3号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により、これを報告する。

平成25年6月7日提出

天理市長 南 佳 策

専決第7号

専 決 処 分 書

平成25年3月20日午後8時頃天理市和爾町地内の農道（白川、和爾線）上で発生した車両損傷事故に関し、被害者との間に下記損害賠償額により示談することについて、市長の専決処分事項に関する条例（昭和47年3月天理市条例第25号）第2号及び第3号の規定により、専決処分する。

平成25年5月7日

天理市長 南 佳 策

記

損害賠償額 242,381円